

雜 錄

● **萬國工業會議について** (明秋十月東京で開催) 發端 從來諸種の國際的會議が開かれて、わが國からも公にまたは私的の代表者を派遣した場合に、非公式ではあつたが、しばしば日本にこの種の會議を開催されたい希望が、會議參加者の間に話題となつた。しかしながら、ヨーロッパやアメリカの諸國よりは、遠隔の地にありかつ言語や風俗がすこぶる特異の事情があるために、國際的會議をわが國に開催する計畫は、今日まで現實されることが少なかつた。

しかるに、大正 14 年 3 月アメリカ工業界の有力者である、スペリー博士が突然東京帝國大學加茂教授に電報をよせて「今後 5 箇年以内に日本が主催者となつて、工業の各部門を集めた國際會議を開催されること」をアメリカ機械學會員の一致した意見としてすすめて來た。

加茂教授はこゝにおいて、わが工業に關する學界ならびに實業界の有力者と協議をつくして、工學會主催の下に本會議を開催するの決意をした。しかしながら、この種の會議計畫は、計畫自體が黃汎にあつて困難なばかりでなく、多額の費用を要するのであるから、官民一致してこの計畫の衝にあたり萬遺漏のないことを期さなければ、その成功を望みがたいので、先ず政府に對しても賛同助力を請うことになつた。その結果大正 15 年 10 月時の總理大臣若槻氏は、主催者である工學會の役員ならびに實業界の有力者を招致し、政府においても本計畫に對して 15 萬圓以内を補助すべきことを披露せられた、かつ關係者一致協力してその目的を成功されんことを勸むるところがあつた。

準備委員會 政府の意向がかように決したので、主催側においては、いよいよ本會議實施に關する諸般の事項について、先ず慎重に調査する必要に迫られた。

よつて大正 15 年 11 月工學會は、その構成團體である各學界より代表委員を選出して、如何なる手順で計畫を進めるかを議することになつた。昭和 2 年 1 月各代表委員が會合協議して工學會關係の諸學會の外、本事業の成功のためには、各方面の援助を必要とするの事實に鑑みて、官廳、實業界その他各方面の人々や、諸團體の代表者で、準備委員會を組織するのが急務であることを決議した。

その結果同年 3 月萬國工業會議準備委員會が組織され、古市工學會理事長がその委員長に推された。同準備委員會においては、會議の規則および諸外國に對する第一次の發表の内容等を決定する必要を認め、これがため特別委員を設けることにした。眞野文二氏(元九州帝國大學總長)が特別委員長となつて、しばしば會合し之に關する審議を重ね、同 9 月萬國工業會議規則が制定され、同時に外務省を煩わして在外公館に通じ、諸外國に對して第一次の豫告を配付した。

會議に對する諸外國の參加 本會議は諸外國の賛同を得なければ、充分な成功を見ることのできないことは當然のことであるから、斯波氏が昭和 2 年 4 月世界經濟會議に參列されるのを機として、同

氏を煩わしてヨーロッパ、アメリカ各國の工業に関する學界、團體等に參加の勸説をすることにした。

スイス、イタリー、オーストリア、フランス、チェコスロヴァキア、ドイツ、イギリス、ブラジル等の學界や實業團體に、それぞれ盡力方を依頼した。

東洋で開かれると云ふことが、一つの興味の中心となり、イギリスからは多數參加を見るのであらう。

殊にアメリカの意気込はすばらしいもので、3月22日松平大使がアメリカ萬國工業會議參加準備委員會の會員を招待して晚餐會を催し、商務卿のフーバー氏もこれに臨席して大に氣勢をあげたと云ふことである。その他の國々でも關係方面ではそれぞれ準備を進めている。

今日まで外務省からの通知によれば、イギリスの機械學界では、リチャード・アレンを代表に選定したとゆう、公式の通知を在イギリス公使館を通じてしているし、イタリーのマウロー氏もイタリー知名の工學家4—5名伴つて來る趣を、在イタリー公使館に非公式に通知があつた。

チェコスロヴァキア産鐵物 (昭和3年3月8日附在致須國・帝國臨時代理公使永田安吉氏報・海外經濟事情第4號) 1927年に於ける當國産の鐵及鋼製品輸出狀況は、戦後に於ける最好況を示せるのみならず、舊埃洪帝國が戦前に擧げた輸出量の3倍に達する状態である。即ち舊埃洪帝國の1913年に於ける總輸出量27萬7,000噸より、對羅、對塞の分6,000萬6,000噸を控除して得たる21萬1,000噸と、1927年の當國輸出量72萬3,000噸より舊埃洪帝國構成諸國に向けたる分25萬9,000噸を引去り、全然戦前の相手國に輸出せる46萬4,000噸とを比較すれば、當國産のみに於て既に戦前の舊埃洪帝國輸出量に倍加する事を知り、更に1927年に於ける埃太利の鐵輸出量(舊外國に對する分)15萬噸を考慮に加ふれば、戦前21萬1,000噸の輸出能力を有せし埃智兩國は、1927年に於て61萬4,000噸に向上し、従て1927年の輸出量は戦前に比し3倍に達してゐる。

他方輸出價格は以上數量とは平行せざるも1913年に於ける舊埃洪帝國の輸出額は對羅對塞の分を除き8,000萬金冠、即ち現在の智貨5億7,000萬冠なる所、1927年の舊外國に對する輸出額は智國の分10億7,000萬冠、埃太利の分は5億冠と概算せらるゝに付、通計15億7,000萬冠となり、之を1913年と比較せば21/2倍強となる。

近年に於ける當國産の鐵及鐵製品の輸出狀況は次の通である。(數量單位1,000噸、價格單位百萬冠)

年	總輸出量	新外國	舊外國	總輸出價格	年	總輸出量	新外國	舊外國	總輸出價格	年	總輸出量	新外國	舊外國	總輸出價格
1913	—	—	211	—	1922	196	123	73	—	1925	516	230	286	1,231
(舊埃洪) 1920	164	113	51	—	1923	566	156	410	—	1926	480	226	254	1,254
1921	208	163	40	—	1924	421	189	232	1,086	1927	711	259	462	1,619

備考 1913年及1924年—27年の分には再輸出をも含む。1920年以降の冠相場は智貨100冠に付き米貨約3弗に當る。

抑も1923年に及び當國の鐵及鐵製品輸出が俄に盛況を呈し、殊に舊外國に對する分が激増したの

は同年 1 月佛國軍がルールを占領した結果同地方の活動が停止したるに基き爾來當國の鐵工業は次第に發展し 1913 年に於ける舊奧洪帝國の輸出を常に凌駕するに至り、1927 年には一層の進展を示して所謂ルール事件の餘德以上の好成績を擧げ一の新記録を示すに至つたのである。新外國即ちドナウ地方を市場とする輸出の増加は寧ろ漸進的にて舊外國に對すると同様の好成績を示してゐないが 1927 年に於ては即ち 5 億 4,800 萬冠を數へてゐる。

尙主要顧客は羅馬尼とし、獨逸、奧太利、英吉利之に次ぎ、ユーゴスラヴィア、英領印度、漢堡向、スカンデナヴィア諸國、洪牙利、波蘭、伊太利、露西亞、瑞西、亞爾然丁等世界の各地に販路を擴げてゐる。

●製鋼業保護に關する印度政府の決定 (2 月 29 日附在カルカッタ帝國總領事朝岡健氏報告、海外經濟事情第 5 號) 印度製鋼業保護に關聯し各般の調査に従事し居たる關稅調査會は、曩に Wagons and underframes, wire and wire nails 製造業保護に關する報告書を印度政府に提出したる處、今般該報告書の公表と共に政府の之に關する決定書發表せられたるが之を概説せば印度政府は Railway wagons and underframes 工業に關しては相當量の注文あるに於ては最早現在の收入關稅以上に保護を要せざるものなりとの調査會の意見を贊認し又 Wire and wire nails に對する保護を撤廢するに決したるも Wagons and underframes 及材料 (但し wheels, axles, vacuum brakes 及印度に於て製出せられざる其他の部分品を除く) に關しては印度商に注文せられざる事あるべきを慮り 3 年間に期し輸入稅率を英國品に對しては從價 17% に引上げ英國品以外のものには從價 17% の外 15 留比の附加稅を課する事等を決定し當期議會に之が提出をなす旨公表せり。而して印度議會に提出せられたる法案中には以上の外 bolts and nuts に關しては現在の從價 10% を 1 cwt に付 2 留比の從量稅に改むる事をも包含し居れり。

●歐洲製鋼カルテルの會合 (昭和 3 年 3 月 20 日附在佛帝國大使安達峯一郎氏報告・海外經濟事情第 5 號) 本年 3 月 7 日巴里に於て開催せられたる同會合に於て次の決議を爲したる趣なり。

- 1) 爾后 3 ヶ月間の加盟國の生産量は從來の割當比率を維持する事
- 2) カルテル會長にして Arbed (Acieries Reunies de Bierbach-Eich-Dudelange) の長たる Emile Mayrichs 氏 3 月 5 日佛國よりルクサンプールに歸國の途中自動車事故の爲死去したるに付其後任者として今後 1 ヶ年間に限り暫定的に從來カルテルの副會長たりし獨逸製鐵業者 Eritz Thyssen 氏を會長に選任せる事
- 3) 波蘭加盟問題に付審議したるも解決に至らざりし。

(附) 波蘭加盟には波蘭側とカルテル側との意見の相違に關し傳へらるる處に依れば當初波蘭側は年輸出割當量 50 萬噸を要求したるに對しカルテル側は 30 萬噸を提議し且以上 30 萬噸の輸出量は波蘭内地市場に於ける需要の増加、即ち内地需要 2 萬噸の増加に對し 1 萬噸の割を以て輸出量を漸減するの條件を附し居たりしが 3 月 7 日の會合に於て波蘭側は當初の要求量を 35 萬噸に減し又カルテル側に

於ては前記輸出量より内地需要の増加に伴ひ減すべき割合を3 廂對1 廂とする事に讓歩したるも波蘭側に於ては以上割當量遞減の條件に異議あり遂に加盟問題未決の儘閉會したりと云ふ。

● **昭和2年度本溪湖及同附近炭坑採炭狀況** (昭和3年3日附在奉天帝國總領事代理蜂谷輝雄氏報告、海外經濟事情第7號) 本溪湖及同附近主要炭坑の昭和2年度採炭量及販賣價格並本溪湖驛發送總量及其仕向先等を表示すれば次の如し。

採炭量及販賣價格表

	本溪湖 煤鐵公司	牛心臺 復興公司	牛心臺 天和公司	牛心臺 同和公司	牛心臺 力田公司
1日平均採炭量	1,100 噸	150	80	50	50
昭和2年度總採炭量	450,000 噸	5,000	2,000	1,800	2,200
噸當販賣價格	(1) 8.50—12.00 (2) 12.00—14.00 圓	6.00	6.00	5.50	5.50

備考 本溪湖炭(1)は滿鐵社用炭として鞍山其他に供給の分(2)は其他社外用販賣炭の價格を示す。

牛心台炭は全部無烟粉炭(所謂爐煤にしてコークス代用品)なり。

本溪湖驛發送總量及仕向地別表(單位廂)

昭和2年自1月1日至12月31日

仕向先	煤鐵 公司炭	牛心 臺炭	計	仕向先	煤鐵 公司炭	牛心 臺炭	計	仕向先	煤鐵 公司炭	牛心 臺炭	計
大連埠頭	23,043	—	23,043	鐵嶺	6,945	5,211	12,156	安東	5,477	1,355	6,831
大連地賣	10,149	—	10,149	四平街	6,746	—	6,746	營口	—	4,851	4,858
立山	72,815	—	72,815	長春	19,003	2,881	20,884	沙河鎮	—	2,178	2,172
遼陽	4,083	—	4,083	公主嶺	3,640	—	3,640	兼二浦	35,640	—	35,640
奉天	26,714	51,312	78,026	開原	—	4,158	4,158	其他	47,495	13,095	60,590
								合計	261,750	84,041	345,791

昭和2年度本溪湖炭の總採炭量は46萬1,000 廂にして其内本溪湖驛より各方面へ輸送せられたる數量は34萬5,000 餘廂なる所其大部分は滿洲各地に於ける需要に當てられ朝鮮内地方面へ輸出せられたる數量は全體の約1/3に過ぎず。次に各炭坑の労働狀況を見るに煤鐵公司の使用採炭夫數は5,000 余人にして採炭夫1日の収入は最低奉票10元、最高23元位なり、労働時間は採炭夫12時間、掘進支柱夫8時間なり(同公司是3月より賃金支拂を小洋銀建金票拂に改正し、最低30錢、最高1圓20錢平均45錢内外を支給の筈なり)牛心台方面の各炭坑は何れも小規模にして1箇年を通じ採炭作業を営むものは復興公司あるのみ他は冬期石炭需要期に多數採炭夫を使役するも夏季は殆ど休業し居るものなり、最近に於ける各坑の使用工夫數は復興公司450名、力田公司170名、同和公司80名、天和公司60名にして其労働賃金は最低40錢、最高2圓平均60錢見當なり労働時間は大體に於て煤鐵公司と同様なり。

● **印度鐵製品輸入狀況** (1926年—27年) (昭和3年3月16日附在孟買帝國領事栗原作次郎氏報告・海外經濟事情第7號) 1926年—1927年の總輸入額は50,662,385 留比に達し之を前年度51,956,906 留比に比する時は1,294,521 留比の減額を示して居る。以下各種別に依り略説を加えん。

農具類 農具類の輸入は英國品及米國品最も多く前者の輸入高 146萬4,000 留比、後者は 18萬9,000 留比で其他は極めて少く本邦の如きは 1924 年以後輸入を見ざる状況である。尙之等は主としてカルカッタ港から輸入されて居る。

建築用金具類 其輸入額は 339萬3,000 留比で其内獨逸よりの 193 萬留比最多を占め英國瑞典等之に亞ぎ本邦よりの輸入は僅に 8,000 留比に過ぎず。之を前年度の 3萬6,000 留比に比すれば 1/3 に大激減をなして居る、之亦カルカッタ港輸入が最も多い。

家事用鐵器類 其總輸入額は 103萬8,000 留比で獨逸品最多を占め英國品之に亞く。本邦製品の輸入は 1萬7,000 留比で之を前年の 4萬3,000 留比に比較して見ると、之亦殆ど 60 %近い大激減額を來して居る。

瑛瑯鐵器類 エナメルは鐵器類中本邦品が最多で過去數年間盛に賣込まれ來つたものであるが最近獨逸品、塙國品及致須國製品等の優良品に市場を侵され本邦製品に及せる打撃少からず、其總輸入額は 396萬9,000 留比の内本邦よりの輸入額 192萬5,000 留比を算し即ち全輸入高の 48 %に當て居る、乍併之を前年の 249萬3,000 留比から見ると 56萬8,000 留比を減じて居る。獨逸よりの輸入は 96 萬留比、致須國 40萬2,000 留比、塙國 30萬2,000 留比であるが何れも前年より激増を示して居る、之が輸入はカルカッタ及蘭貢最も多く當地方向は割合に少い。

瓦斯マントル 之は獨逸及米國の一手販賣と云ふてもよい位で其輸入額前者は 35萬8,000 留比後者は 11萬7,000 留比他は極めて少く本邦よりの輸入は僅か 2,000 留比に過ぎず、前年輸入額から見ると 1/3 に激減して居る。之等は主として孟買港に揚げらる。

道具類 其總輸入額は 787萬3,000 留比に上つて居るが之亦獨逸、英國及米國品が大部分を占め獨逸 128萬5,000 留比、英國 438萬9,000 留比、米國 179萬4,000 留比を占めて居る、本邦よりの輸入は昨年に比すれば非常の増加であるが其總輸入高は漸く 7萬5,000 留比位であるから全般から見れば九牛の一毛である。而して其輸入港はカルカッタ及孟買を最多とす。

金屬製洋燈及同部分品、之亦獨逸及米國製品に占められ本邦品は僅に 4萬2,000 留比を存するのみで 1922—1926 年頃は 27 萬留比をも超過したが爾後逐年減退し 1923—1927 年では 1/8 の近くにも減つて居る。其輸入はカルカッタ揚最多く孟買之に亞く。

金庫及ストーヴ 之は本邦よりの輸入皆無に近く金庫は英國品、ストーヴは瑞典品が魁をなして居る其輸入前者は蘭貢、後者は孟買港を最も多とす。

其他 以上の外一般金屬器具類は英國製品 1,096萬6,000 留比、獨逸の 521萬9,000 留比、米國の 219萬9,000 留比を主とし本邦は僅かに 82 萬留比の輸入あるのみで之亦逐年減少の歩調を示して居る。

以上記述の通金屬製品の印度輸入は英、米、獨、最も有數の地位を占め夫等は品質優良且價格も比較的低廉なる爲め好評であるが本邦製品は品質良からず年と共に聲價を失ひつゝあり。

伊太利製鐵業狀況 (昭和 3 年 4 月 9 日附在米蘭帝國領事隈部軍藏氏報告・海外經濟事情第 8

號)最近伊國國民經濟大臣ベールツオ氏は伊太利製鐵工業の趨勢に付て下院で次の如き説明をした。

大規模の製鐵は今日其製産能力を半減した。

一方には小規模の鐵工所が設立せられた、下等品の製産は上等品の製産に對抗競争をして居るけれども上等品製造の諸工場は若し同工場の組織が改善せらるゝに於ては従前よりも低廉に製出する事を得るであらう。伊太利には現下大工場 60 を算するが其半數を以て充分なるべく同一の製産高は現在使用職工數の 1/3 を以てしてもよく製産する事を得るであらう。斯くすれば製鐵所職工數 1,000 名を失職せしむる事に至るも一方機械師數萬人に職を興へる事になるであらう、左すれば本工業は關稅に依るよりも製産を一層合理的に組織立てる事に依て、外國競争に對抗して保護せられるであらう。當國鐵工業の趨勢に關する國民經濟大臣の衆議院に於ける演說要領前記の如くであるが果して其近狀如何。次記は當國鐵工業界通を以て識らるゝストロムボリ氏が當地經濟新聞イル、ソー紙に投稿したる記事にして「題して鐵鋼製産と輸入」とし當國に於ける本工業の近況を數の上より可なり詳しく論究したものである。

今手許にある諸報告に依るに 1927 年中の伊太利製鐵高は次の通である 鑄鐵 50 萬噸 鋼鐵 160 萬噸 次に輸出入貿易統計に依り 1926 年中の伊太利輸入高を見れば次の通である 鑄鐵 122,073 噸 鐵及鋼 260,600 噸 故に 1927 年中に於ける當國消費鐵鋼量は 185 萬噸見當なるべく人口 1 人當り 40 kg を寸超する位である。

之を北米合衆國、白耳義、獨逸及佛蘭西等に比較するときはその消費高此等諸國に及ばない事遙である。

當國に於て 160 萬噸の鋼鐵を製産せんが爲に輸入したる鐵屑、古鐵等は 63 萬 1,689 噸であつたが、伊太利で製産した鑄鐵を造り替へて同鋼鐵の一部を得たる關係上、同輸入量は當國所用量の半分に當て居る。

鑄鐵 50 萬噸を製産せんが爲に當國は鐵鑛 12 萬 9,946 噸を輸入したが同輸入量は前數年に輸入した數量よりも遙に尠少で前數年には 30 萬噸を超過して居た此事たるや當國は當國の鑛山產出富源を従前より以上に利用する事を得、殊に當國が年産額殆ど 50 萬噸に達する黃鐵鑛灰を廣く使用するに至りたる事を意味するのである。新設のアオスタに於ける熔鑛爐工場は本年作業を開始する筈であるが其上は伊太利に於ける此種工場 14 を數へ、其製産鑄鐵高殆ど 100 萬噸に及ぶべく同製産鉄鐵量の大部分は鋼鐵に造り替へらるる事となるかも知れない。然しながら目下當國は石炭は總て輸入に依て居るが唯だ鉄鐵製産の爲にのみ輸入する石炭の數量は約 150 萬噸に達するやも知れない有様である。

アオスタに於て其近隣で産出する石炭の一部を利用する事が出来る事は外國産燃料の輸入減少を期待せしめるが解決すべき大問題は確に尙伊太利に於て石炭を探求するにあり。

特に未だ僅に尊重せらるるに過ぎない當國の褐炭を一層廣く努めて利用するにある、石炭値段の下落は直に褐炭採掘量を減少せしめ當國採炭量は獨逸が 1 億 5,000 萬噸を超過せるに僅々昨年中 100 萬

産に達しない有様である。

伊太利に於て製産した鋼鐵 160 萬噸の内 25 萬噸は電氣爐で古鐵屑鐵等を改造して得たもので歐洲中での最大製産高を示すものである、然しながら目下の所動力並に點燈用の電力多量消費は、さなくとも當國所用鋼鐵問題を僅に一部解決するに過ぎない此種製産を増加する事を許さない。

伊太利に於て製産する鐵並に鋼鐵 26 萬噸中 3 萬噸は粗鋼であつて殆ど 15 萬噸は鋼鐵板と鐵條とである。

製鐵所條鋼類在庫品注文取扱規則

(販賣部旬報號外 4.) 昭和 3 年 6 月 14 日

第 1 條 大中小形棒型鋼の在庫品注文に對しては爾今本則の定むる處に據りて取扱ふ。

第 2 條 前月 21 日より今月 20 日迄に販賣部倉庫に入庫したる在庫品を今月發生の在庫品とす。

今月發生の在庫品は其月 26 日より 1 週間之を 1 覽表として東京及八幡の販賣部に公開す。

第 3 條 在庫品の注文受付は前項の期間内に限り東京販賣部に於て取扱ふ。

第 4 條 同 1 品に對する注文が競合したるときは下の順次に依りて注文主を決す。

所内所要品

官廳注文品

一般民間注文品

一般民間注文品の順位は先著順とす。

第 5 條 條鋼類の在庫品は爾今下の區別に従て處理す。

第 1 類 指定寸法定尺物

第 2 類 第 1 類以外の指定寸法物(但短尺物を除く)

第 3 類 指定寸法もの二級品以下のもの一切

第 4 類 指定寸法以外のもの一切(二級品を含む)

第 5 類 2、3、4 類の短定尺物一切

第 6 類 半硬以上のもの一切

第 6 條 第 2 條の期間内に 1 般賣に附すべき在庫品の値段は最近に發表せられたる先物値段に下の金額を加除したるものとす。

第 1 類 各寸法別値段の金 5 圓増

第 2 類 同 金 4 圓増

第 3 類 各品種別ベース物値段其儘

第 4 類 同 金 1 圓引

第 5 類 同 金 1 圓引

第6類 同 金 4 圓引

市場相場に著數變動を生じたるときは前項の定めには拘はらず別に値段を定むることあるべし。

第7條 本則は昭和3年6月發生分の在庫品より適用す。

附 則

本則は昭和3年7月1日より施行す。

條鋼類新作注文取扱規則

第1條 新作注文は爾今本則の定むる處に據りて之を取扱ふ。

第2條 新作注文の引合受付は製作月より逆算し3ヶ月目の月末を以て締切るものとす。

第3條 前條の締切以後に引合申込ありたるときは工場の都合差繰り得る場合に限り金3圓以上の値増を附して之を引受くることあるべし。

第4條 指定寸法物の新作値段は最近に發表せられたる各寸法別先物値段の金5圓増とす。指定寸法物の寸法エキストラは別に之を定む。

第5條 型鋼指定寸法物にして1寸法に付き1回の壓延必要軋數以上ある新作注文は金3圓引とす。

第6條 型鋼指定寸法物の新作注文にして其の長さを25呎以上40呎以下尺止めと爲すものには長さのエキストラを附せず。型鋼指定寸法物に付き前項以外の長さを指定するもの又は棒鋼指定寸法物に付き定尺以外の長さを指定するものには金3圓のエキストラを附す。

第7條 指定寸法以外のもの新作注文は特に工場の都合差繰り得る場合に非ざれば之を引受くることなし。

第8條 指定寸法以外のものの中下に掲ぐるものに付ては特に下の寸法エキストラを附す。

丸鋼 超100耗—140耗	7圓
145耗、150耗	10圓
160耗、170耗、180耗	20圓
190耗、200耗	30圓

角鋼 12 耗未滿のものは製作せず。

110耗、120耗、130耗、140耗	7圓
150耗	10圓

平鋼 幅 3/4 厚 1/8 以下は製作せず。

幅 1/4 未滿厚 1/4 以下	7圓
------------------	----

山形鋼 25耗未滿の山形鋼製作せず。

3耗×25耗	30圓	5耗×25耗	15圓
--------	-----	--------	-----

3耗×30耗	20圓	5耗×30耗	10圓
3耗×35耗	15圓	5耗×35耗	8圓

第9條 ベース寸法物にして指定寸法以外のものはベース値段の金3圓増とす。エキストラ寸法物にして指定寸法以外のものは近似する指定寸法物の金3圓増とす。近似する指定寸法物2以上あるときは其の高きものに據る。

第10條 指定寸法以外のものにして1寸法100廻以上の新作注文は2割以内の製作過剰品を引取るべきことを条件とする場合に限り金3圓引とす。

第11條 指定寸法以外のもの、定尺以外のものの長さのエキストラは金2圓とす。

第12條 半丸、角角、工形、Z形、球鋼板、球山形の新規引合に付ては其の都度値段を協定す。

附則 昭和2年12月28日付販賣部旬報所載「條鋼類エキストラの件」は本則施行の日より廢止す。

本則は昭和3年7月1日より施行す。

● 昭和3年4月中主要製鐵所鐵鋼生産高

(商工省鐵山局)

銑鐵 (噸)		普通鋼 (噸)		普通鋼壓延鋼材 (噸)	
4月中生産高	1月以降累計	4月中製産高	1月以降累計	4月中製産高	1月以降累計
126,005	491,195	162,307	604,175	135,701	538,856
内 譯					
種 別	4月中生産高	1月以降累計	種 別	4月中生産高	1月以降累計
販賣向壓延鋼片	3,016	14,498	棒 鋼	44,208	173,000
販賣向シートバー	1,130	2,296	形 鋼	20,852	78,188
鋼板 厚0.7mm以下	9,555	33,915	軌 條	16,244	74,129
其 他	27,003	110,560			
			種 別	4月中生産高	1月以降累計
			ファイヤロッド	2,467	10,505
			鋼 管	5,890	21,410
			其 他	5,331	20,305

● 昭和3年4月中外國銑輸入高

昭和3年6月14日內報69 (銑鐵共同組合寄稿)

輸出國	輸 入 港					計	一月以降累計
	横 濱	神 戸	大 阪	門 司	計		
印 度	10,608	102	6,760	3,325	20,795	99,299	
英 國	102	—	—	—	102	5,263	
獨 乙	133	—	—	—	133	1,192	
佛 國	—	—	—	51	51	153	
白 耳 義	—	—	—	51	51	867	
米 國	—	—	—	—	—	4,404	
和 蘭	—	—	—	—	—	101	
瑞 典	—	—	—	—	—	1,134	
計	10,843	102	6,760	3,427	21,132	112,413	

備考 大藏省主稅局調査の數字は單位擔なるを以て之を1擔0.00043噸の割合にて換算したり。右內報す 以上